

幅広い事由で休暇取得を推進

取組の  
ポイント

- 失効年休の積立制度を導入し、積立限度を 60 日とし、休暇取得事由も私傷病や育児・介護に加え、骨髄バンクへの登録や不妊治療等、幅広く設定することで休暇の取得を推進
- 休暇取得事由を幅広く設定することで、多くの社員がいずれかの事由で特別な休暇制度を利用しており、休暇取得に対する相互理解も深まっている
- 休暇に対する理解が深まっていることから、男性の育児休暇取得も進んでいる



## 取組の目的・概要

- 当社では、失効年休を 60 日まで蓄積できる特別休暇制度（以下、「蓄積特別休暇」という。）を導入している。休暇取得の事由は私傷病や骨髄提供等、幅広くカバーしている。
- 蓄積特別休暇のほか、転勤時に必要な休暇や、裁判員休暇、災害などで出勤不可能な場合に付与される特別休暇がある。
- 永年勤続表彰制度があり、勤続 10 年、20 年、30 年に慰労金と併せて特別休暇が付与される。（勤続 10 年が 7 日、20 年が 10 日、30 年が 14 日）
- 制度を導入したきっかけは労働組合からの要求がほとんどであるが、裁判員休暇に関しては、制度ができたときに会社の判断で導入した。
- 蓄積特別休暇の取得事由は、当初は私傷病だけであったが、徐々に用途を拡大し、最近では昨年に不妊治療が加わった。

## 企業概要

[業種] 新聞業  
[従業員数] 約 1,600 名（平成 29 年 3 月現在）

[年次有給休暇の取得率] 65.0%  
[年間休日数] 111 日

## 取組内容と特徴

### 幅広い休暇取得事由で、従業員の休暇に対する理解を醸成

- 失効年休を 60 日まで蓄積できる特別休暇制度を導入しており、休暇の取得事由は下記の表のとおり幅広くカバーしている。

休暇取得事由	日数等
使用目的は私傷病	制限なし
介護・看護	年間 28 日を限度
骨髄バンクへの登録	1 日
骨髄提供	7 日
不妊治療	5 日

※ただし、蓄積特別休暇を保有していない場合、もしくは日数が不足する場合に限り、骨髄バンクへの登録（1 日）及び骨髄提供（7 日）のためのドナー特別休暇を認める。

- 蓄積休暇以外にも、転勤時や裁判員休暇など、特別な休暇制度を導入している。また、大雪により公共交通機関が止まったときには特別休暇（災害特休）が付与される。
- 制度の周知は従業員用のホームページで各種休暇制度を掲載しているほか、各種社内研修で制度を周知しており、制度を知らない従業員はいない。また、該当者が出たら、制度の説明を行っている。

休暇取得事由	日数等
転勤を命じられ単身赴任後、 家族引きまとめのために旅行する場合	7 日
住宅下見 転勤時の住宅下見	100km 未満の場合：1 日 100km 以上の場合：2 日
裁判員	必要と認めた期間
災害などで出勤不可能な場合	必要と認めた期間
その他会社が認めた場合	必要と認めた期間

- 多くの職員がいずれかの特別休暇を利用しているので、休暇を利用することへの社員間の相互理解は進んでいる。
- 私傷病で利用した人だけでなく、介護・看護や骨髄提供などで利用した社員からも、こうした制度があって助かったという声が多く、社員の満足度は高い。
- 休暇に対する理解が深まっていることから、男性の育児休業取得も進んでいる。

### 職場による取得率の差の解消や柔軟な働き方の規定が課題

- 本社勤務の他、工場での従業員もおり、職場による取得率に大きな差があることが課題。要員配置の見直しや、業務量を平準化するなどして職場間格差が生じないようにしたい。
- 病気等を抱えた従業員に対して、特別休暇を付与する制度はあるが、短時間勤務などの柔軟な働き方に関する規定はないため、今後の検討課題となっている。